

危機管理会議

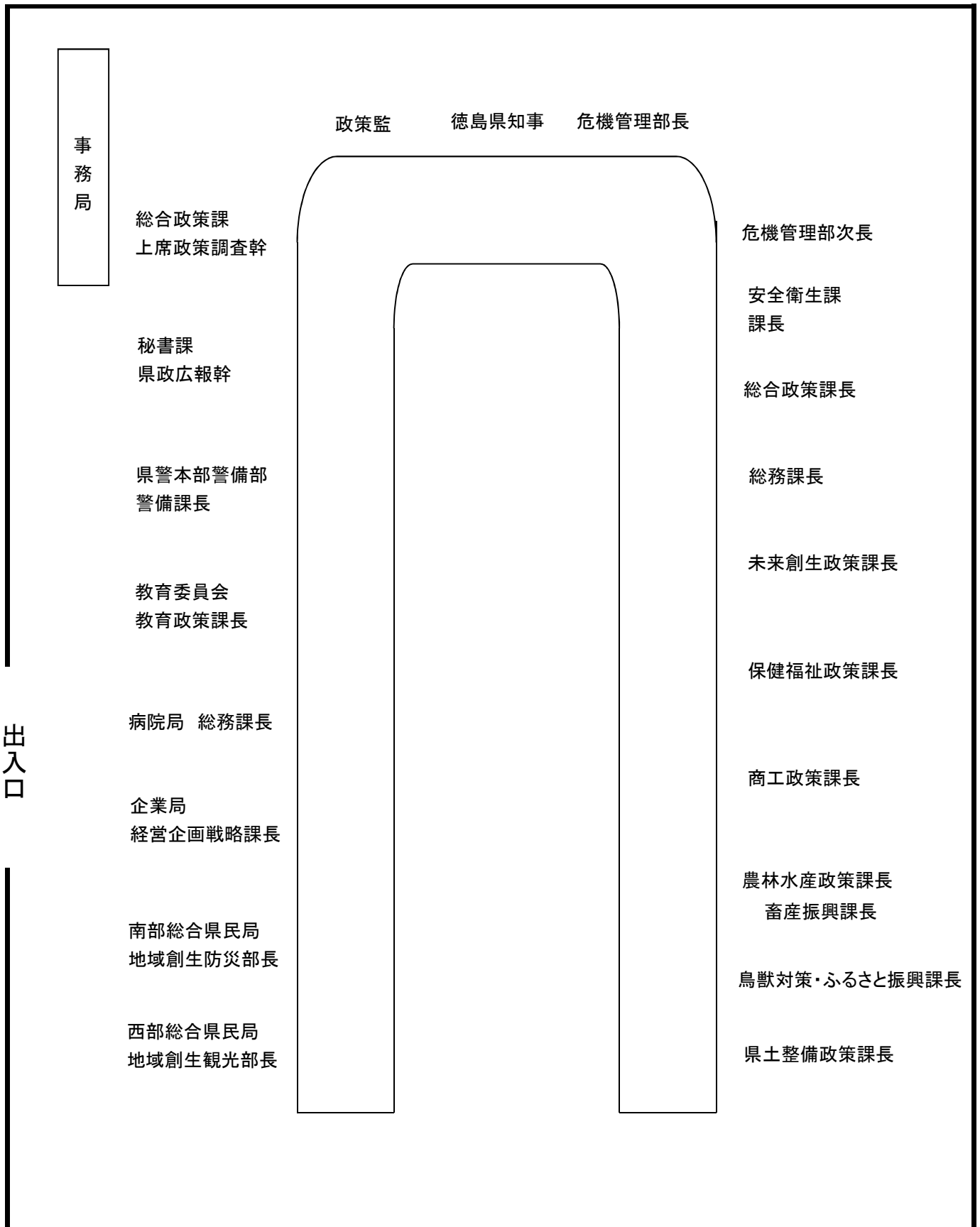
日時：令和2年11月11日（水）午前9時から

場所：県庁3階 特別会議室

協議事項

- ・ 香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について
（国内3例目）

危機管理会議 配席図



香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内3例目）を受けた「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催結果について

本日、香川県三豊市の肉用種鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について確認しました。

1. 農場の概要

所在地：香川県 三豊市
飼養状況：肉用種鶏(約1.1万羽)

2. 経緯

- (1) 11月6日から8日にかけて、香川県は、本年国内1例目の発生（11月5日）に伴い、周辺農場の空舎となっている農場を除いた全ての農場に立ち入り、遺伝子検査及び抗体検査を実施し、当該養鶏場の飼養鶏の陰性を確認。
- (2) 11月10日、死亡鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場への立入検査を実施。
- (3) 同日、当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
- (4) 本日、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。
- (5) 同日、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催。

3. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部開催結果概要

本日、香川県三豊市の肉用種鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について議論しました。同対策本部において、大臣から下記の通り指示があったところ、農林水産省としては防疫措置等について、万全を期します。

記

11月11日の香川県三豊市における高病原性鳥インフルエンザの発生は香川県における3例目の発生であり、続発している状況である。改めて、防疫対応に遺漏のないよう、11月5日の総理指示を踏まえ、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施することとする。

- 1 (ア)当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、(イ)農場から半径3km 以内の区域について移動制限区域の設定、(ウ)半径3km から 10km 以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 2 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 3 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 4 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防

疫対策に必要な技術的助言を得る。

5 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省課長級職員等の香川県への派遣を継続し、香川県と緊密な連携を図る。

6 香川県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。

7 「疫学調査チーム」を派遣。

8 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を指導。

9 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. その他

(1) 我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は、報告されていません。

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、下平

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

香川県での高病原性鳥インフルエンザ発生（3例目）への対応

1 食鳥肉の安全確保

① 当該農場からの県内食鳥処理場への搬入状況

- ・ 11月10日及び11日 搬入なし

② 食鳥処理場への指導

食肉衛生検査所から次の事項について指導

- ・ 搬入農家の確認の徹底
- ・ 消毒などの鳥インフルエンザ対策の徹底
- ・ 異常鶏が確認された場合の通報の徹底

③ 食鳥検査センターへの確認・指示事項

- ・ 直近1週間で、県内食鳥処理場において、疑いのある異常鶏は確認されていない
- ・ 出荷状況報告書*及び生鳥検査等の確認の徹底
- ・ 異常鶏についての簡易検査の徹底

※出荷状況報告書

食鳥検査申請書に添付することと定めている、飼養者名、住所
出荷羽数、出荷時死亡羽数等を記載した書類

2 愛玩鳥への対策

動物愛護管理センターを中心とし、次の事項を実施

- ・ 動物園、動物取扱事業者への指導
- ・ 飼育者等への啓発

3 その他

- ・ 県ホームページ等での食鳥肉・卵の安全、愛玩鳥における対策の啓発